

令和8年関川村議会3月（第4回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和8年3月19日（木曜日） 午後3時 開会

- 第 1 議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第19号 過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第 3 議案第20号 女川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 4 議案第21号 滝原・松平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 5 議案第22号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 6 議案第30号 令和8年度関川村一般会計予算
- 第 7 議案第31号 令和8年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 8 議案第32号 令和8年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 9 議案第33号 令和8年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第10 議案第34号 令和8年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第35号 令和8年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第12 議案第36号 令和8年度関川村下水道事業会計予算
- 第13 議案第37号 令和8年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第14 請願第 1号 「指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書」
の提出を求める請願
- 第15 陳情第 1号 「物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書」の採択を求める陳情
- 第16 議員派遣

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第19号 過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第 3 議案第20号 女川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 4 議案第21号 滝原・松平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 5 議案第22号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 6 議案第30号 令和8年度関川村一般会計予算
- 第 7 議案第31号 令和8年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 8 議案第32号 令和8年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 9 議案第33号 令和8年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第10 議案第34号 令和8年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

- 第11 議案第35号 令和8年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第12 議案第36号 令和8年度関川村下水道事業会計予算
- 第13 議案第37号 令和8年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第14 請願第1号 「指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書」の提出を求める請願
- 第15 陳情第1号 「物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書」の採択を求める陳情
- 追加日程第1 発委案第1号 指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書の提出について（国）
- 追加日程第2 発委案第2号 指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書の提出について（県）
- 追加日程第3 発委案第3号 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出について
- 第16 議員派遣

○出席議員（10名）

1番	小澤仁君	2番	加藤つや子君
3番	川崎哲也君	4番	近敬志君
5番	近壽太郎君	6番	加藤和泰君
7番	高橋正之君	8番	菅原修君
9番	平田広君	10番	鈴木紀夫君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤弘君
教育長	津野庄一郎君
政策監	野本誠君
総務課長	渡邊浩一君
地域政策課長	米野哲弘君
脱炭素推進室長	大島祐治君
住民税務課長	渡辺一洋君
健康福祉課長	田村清洋君
健康福祉課参事	
兼診療所事務長	須貝博子君

農 林 課 長	富 樫 吉 栄 君
建 設 課 長	渡 邊 隆 久 君
教 育 課 長	熊 谷 吉 則 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河 内 信 幸
議会事務局主幹	小 池 由 美 子

午後3時00分 開 会

○議長（小澤 仁君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

日程第 1、議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第1、議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第38号は、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。これは令和8年4月からの子ども・子育て支援金制度開始に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金分の所得割と均等割を新設するものでございます。

詳細につきまして、住民税務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） それでは、議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

今ほど加藤村長の説明のとおり、このたびの改正は、子ども・子育て支援金納付金分の所得割と均等割を新設するものでございます。所得割率と均等割額は、県が市町村に対して示す保険料の目安数値である標準保険料率を基にしております。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

初めに、第3条1項の第1号及び第4号は課税額の区分で、これまでの基礎課税額分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のほかに、新たに子ども・子育て支援納付金分が新設されたことに伴う改正であります。

次に、2ページ、第6条の3から第6条の5までは、子ども・子育て支援納付金分の所得割率と均等割額を定めたもので、第6条の3は所得割率を0.2%、第6条の4は均等割額を被保険者1人につき1,500円、第6条の5は18歳以上の被保険者の均等割額を100円と定めたものでございます。この均等割額100円についてですが、18歳未満の子供は1,500円の均等割額が軽減になることから、この子供の分を18歳以上の大人で負担することになっており、加算分として100円と定めたものでございます。

次に、第11条第1項第1号は、低所得者の均等割額の7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減を規定しており、各号ともに軽減額の子ども・子育て支援納付金分の額を定めたものでござ

います。第11条第2項第3号は、子ども・子育て支援納付金分の7割、5割、2割軽減の低所得者世帯の未就学児減免を規定したものであります。

次に、4ページ、第3項及び各号は、子ども・子育て支援納付金分の出産被保険者の減額に関する規定を定めたものでございます。第11条第4項は、18歳未満の子供の均等割額の減免に関する規定を定めたものでございます。

次に附則ですが、第5項から第15項まで、第6条の3を加えたものでございます。なお、この条例改正は、令和8年4月1日からの施行であります。

続きまして、別紙、説明資料、令和8年度の関川村国民健康保険税の税率等の改正についてをご覧ください。この任意の改正内容については、今ほど説明した所得割、均等割を表にしたものでございます。

資料右の参考、税率改正後の世帯のイメージをご覧ください。3世帯の村の国保加入世帯の多いケースで試算したものでございます。

①は、7割軽減世帯に該当します。

比較欄をご覧ください。

基本課税分、後期高齢者支援金分、介護保険分は変更ありませんが、子ども・子育て支援納付金分の均等割額が1,600円増額となります。この均等割に対し7割軽減額の1,120円減額となって、年額で480円が増額となるケースでございます。

②は、5割軽減世帯に該当します。

基本課税分の比較欄540円は、改正後の所得割の率の増額分です。子ども・子育て支援金分3,740円、この内訳は、所得割額が540円、均等割額が1,500円掛ける2人分、均等割加算分が100円掛ける2人分が増額となります。軽減分は、子ども・子育て支援金分の2人の均等割額分の5割、1,600円が新たに減額となって、年額2,680円が増額分となるケースでございます。

③は、国保3人加入の世帯で、農業所得が300万円の世帯の場合です。この世帯は農業所得が300万円であり、低所得者軽減には該当しない世帯となります。

基本課税分の比較欄5,140円は、②のケースと同様に改正後の所得率の増額分です。子ども・子育て支援金分9,840円、内訳は、所得割が5,140円、均等割が1,500円掛ける3人分、均等割加算分が100円掛ける2人分が増額となります。軽減分は、子ども・子育て支援金分の子供の均等割額分1,500円が減額となって、年額13,480円が増額分となるケースでございます。普通徴収9回で割りますと、1回当たりでは1,500円の増額となります。

また、今回の改正の予定もでございます。

地方税法の改正に伴います賦課限度額及び低所得者軽減判定算入額の改正については、政令公布後となります。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第19号 過疎地域持続的発展計画を定めることについて

○議長（小澤 仁君） 日程第2、議案第19号 過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託されました議件について、下記のとおり審査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査月日 3月11日

2 出席者 委員長、委員全員、議会事務局主幹

3 説明のため出席を求めた者

政策監、総務課長、総務班長、人事財政班長、同主任

地域政策課長、地域振興班長

4 付託議件

議案第19号 過疎地域持続的発展計画を定めることについて

5 審査経過

付託された議件については、理事者に説明を求め質疑及び審査を行いました。質疑の主な

ものと説明の概要は、次のとおりです。

議案第19号

公共的施設の総合整備計画の策定について、「変更や追加などはできるのか。」との質疑に対して、「変更や追加はできます。新規項目を加えた計画書を基に県に協議し、その後、議会の承認を得ます」との説明がありました。また、「過疎と辺地の違いは。」との質疑に対して、「村全体が過疎に指定されています。また、辺地についてはエリアが特定されています。辺地は80%、過疎は70%が国から助成されます。」との説明がありました。

基盤整備事業の計画について、「大島・沢田地区の圃場整備の方が早く申請をしていたと思うが、鮎谷地区にしか予算がついていないのはなぜか。」との質疑に対して、「国では予算が確保できているが、県の予算配分が難しく、面積割合から鮎谷地区になりました。」との説明がありました。

6 審査結果

付託された議件については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

令和8年3月19日

関川村議会産業建設常任委員会
委員長 高橋 正之

関川村議会議長 小澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第20号 女川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 4、議案第21号 滝原・松平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 5、議案第22号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第3、議案第20号 女川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから、日程第5、議案第22号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまで、以上3件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託されました議件について、下記のとおり審査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査月日 3月11日

2 出席者 委員長、委員全員、議会事務局主幹

3 説明のため出席を求めた者

政策監、総務課長、総務班長、人事財政班長、同主任

地域政策課長、地域振興班長

4 付託議件

議案第20号 女川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第21号 滝原・松平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第22号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

5 審査経過

付託された議件については、理事者に説明を求め質疑及び審査を行いました。質疑の主なものと説明の概要は、次のとおりです。

議案第20号・議案第21号

「公共的施設の総合整備計画は、計画表に記載のとおり、場所や箇所などを定めて計画しているところはありません。どこでも対応できるよう定めています。」との説明がありました。

議案第22号

前瀬橋橋梁補修工事については、「設計変更で当初よりもかなり増額になっているのはなぜか。」との質疑に対して、「老朽化により橋全体を補修するものです。」との説明がありました。

6 審査結果

付託された議件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以 上

令和8年3月19日

関川村議会産業建設常任委員会
委 員 長 高 橋 正 之

関川村議会議長 小 澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第30号 令和8年度関川村一般会計予算

日程第 7、議案第31号 令和8年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 8、議案第32号 令和8年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第 9、議案第33号 令和8年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第10、議案第34号 令和8年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第11、議案第35号 令和8年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第12、議案第36号 令和8年度関川村下水道事業会計予算

日程第13、議案第37号 令和8年度関川村簡易水道事業会計予算

○議長（小澤 仁君） 日程第6、議案第30号 令和8年度関川村一般会計予算から、日程第13、議案第37号 令和8年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上8件を一括議題とします。

ただいま議題となっています議件については、令和8年度予算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。委員長、近 敬志さん。

○予算審査特別委員長（近 敬志君）

令和8年度予算審査特別委員会審査報告書

本特別委員会に付託されました議件について、下記のとおり審査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1 審査月日 3月11日、12日

2 出席者 委員長、委員8名、議長、議会事務局長、同主幹

3 説明のため出席を求めた者

村長、政策監、課長、室長、参事、班長等

4 付託議件

議案第30号 令和8年度関川村一般会計予算

議案第31号 令和8年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

議案第32号 令和8年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

議案第33号 令和8年度関川村介護保険事業特別会計予算

議案第34号 令和8年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 令和8年度関川村宅地等造成特別会計予算

議案第36号 令和8年度関川村下水道事業会計予算

議案第37号 令和8年度関川村簡易水道事業会計予算

5 審査経過

付託された議件については、理事者に説明を求め質疑及び審査を行いました。質疑の主なものと説明の概要は、次のとおりです。

議案第30号 令和8年度関川村一般会計予算

5款 農林水産業費 2項 林業費 2目 林業振興費

村有林経営事業委託料1,500万円の内容についての質疑に対し、「村の森林経営計画に沿って安角・幾地で10町歩程度間伐を実施し、Jクレジットの発行につなげます。」との説明がありました。

7款 土木費 2項 道路橋りょう費 2目 道路橋りょう維持費

前瀬橋補修工事3億5,000万円の内容と補助率及び工期についての質疑に対し、「点検結果を基に補助制度を利用して、早期措置段階に該当する前瀬橋の補修工事を行います。PCB対策で全面を覆い仮設をした上で、リベットの取替え、塗装等の補修工事を行います。補助率は63.8%、全体の工期は2年です。」との説明がありました。

議案第37号 令和8年度関川村簡易水道事業会計予算

1款 簡易水道事業費 2項 営業費用 1目 原水及び浄水費

水質検査委託料548万9,000円の内容についての質疑に対し、「検査項目にPFOS、PFOAが追加され、年2回、村内7か所（雲母2か所、片貝、八ツ口、金丸、女川、田麦）の水源で検査を実施します。」との説明がありました。

1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 水道建設費

工事請負費7,920万円のうち、片貝浄水場膜モジュール等更新工事の内容についての質疑に対し、「毎年膜モジュールを洗浄しているが、チューブ内が破断し、ろ過効率が落ちるため、交換工事をします。」との説明がありました。

6 審査結果

付託された8議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

令和8年3月19日

令和8年度予算審査特別委員会
委員長 近 敬 志

関川村議会議長 小 澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） 委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

議案第30号から議案第37号まで、以上8件について討論を許可します。

この討論は一括して行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号から議案第37号まで、以上8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第37号までの8件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、請願第1号 「指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書」
の提出を求める請願

日程第15、陳情第1号 「物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（小澤 仁君） 日程第14、請願第1号 「指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書」の提出を求める請願及び、日程第15、陳情第1号 「物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書」の採択を求める陳情まで、以上2件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、加藤和泰さん。

○総務厚生常任委員長（加藤和泰君）

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託されました請願及び陳情について、審査の結果、下記のとおり結論を得ましたので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

記

1 審査月日 3月11日

2 出席者 委員長、副委員長、委員全員、議会事務局長

3 付託件名

請願第1号 「指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書」の

提出を求める請願

陳情第1号 「物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書」の採択を求める陳情

4 審査結果

請願第1号、陳情第1号ともに採択すべきものと決定しました。

5 委員会の意見

請願第2号

請願の紹介議員に対する質疑について、「単価が実際と異なっているのは以前からのことであり、このたびの内容の請願は本来早期に提出されるべきであったと感じるが、なぜ今なのか。」との質疑がありました。紹介議員からは、「渡邊家保存会の財政は非常に厳しい状況であり、入館料単価の改定やクラウドファンディングによる資金調達の実行を行っている中、併せてこのたびの請願を提出することとなった。」との説明がありました。

「渡邊家保存会として、入館者数を増やすなどの自助努力を促すことは必要不可欠である。」などの意見がありました。一方、「渡邊邸は村の観光の中心的存在であり、助成が必要。」との結論に至りました。

よって、本請願の願意は妥当であり、全会一致で採択すべきものと決定しました。

陳情第1号

「年金は消費に回りやすいため、支給額の維持・向上は地域経済の活性化につながる。憲法25条「健康で文化的な最低限の生活」を保障する観点から、国に改善を求めるべき。」などの意見がありました。一方で、「現役世代とのバランスを考えると、年金引上げは将来の現役世代（若者）の負担増を招き、年金制度の持続可能性を損なう恐れがある。」との慎重な意見もありましたが、「現下の異常な物価高は、緊急事態である。」との結論に至りました。

よって、本陳情の願意は妥当であり、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以 上

令和8年3月19日

関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 加藤 和 泰

関川村議会議長 小澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） 委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、請願第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

次に、陳情第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦勞さまでした。

これより討論、採決を行います。

初めに、請願第1号の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、陳情第1号の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後3時29分 休 憩

午後3時30分 再 開

○議長(小澤 仁君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第1、発委案第1号 指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書

の提出について（国）

追加日程第2、発委案第2号 指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書の提出について（県）

追加日程第3、発委案第3号 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出について

○議長（小澤 仁君） 追加日程第1、発委案第1号 指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書の提出について（国）及び、追加日程第2、発委案第2号 指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書の提出について（県）並びに、追加日程第3、発委案第3号 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出についてまで、以上3件を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。総務厚生常任委員長、加藤和泰さん。

○総務厚生常任委員長（加藤和泰君）

発委案第1号

指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書の提出について（国）

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和8年3月19日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 加藤和泰

関川村議会議長 小澤 仁 様

指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書（国）

本文は省略します。

記

1 国においては、指定文化財管理費国庫補助取扱要領、別紙「指定文化財管理費国庫補助事業内容」の小修理等に係る補助単価の見直しを速やかに行うこと。

(1) 瓦葺等（渡邊邸・石置き木羽葺屋根）

1平米当たり2,700円とされているが、実勢価格は1平米当たり2万9,000円程度であり、10倍以上の開きがあることから、実情に合うよう速やかに見直しを行うこと。

(2) 差し茅（佐藤邸・茅葺屋根）

1平米当たり4,000円とされているが、実勢価格は1平米当たり4万円程度であり、10倍の開きがあることから、実情に合うよう速やかに見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 小澤 仁

(意見書提出先)

衆議院議長 森 英 介 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
財務大臣 片 山 さ つ き 様
文部科学大臣 松 本 洋 平 様
文化庁長官 都 倉 俊 一 様

発委案第2号

指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書の提出について(県)
地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。
令和8年3月19日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 加 藤 和 泰

関川村議会議長 小 澤 仁 様

指定文化財管理費国庫補助取扱要領の補助単価見直しを求める意見書(県)
本文は省略します。

記

国に対し、指定文化財管理費国庫補助取扱要領、別紙「指定文化財管理費国庫補助事業内容」の小修理等に係る補助単価の速やかな見直しを強く働きかけるとともに、県独自の補助制度を新設し、補助金を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 小 澤 仁

(意見書提出先)

新潟県知事 花 角 英 世 様

発委案第3号

物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出について
地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。
令和8年3月19日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 加 藤 和 泰

関川村議会議長 小 澤 仁 様

物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書

本文は省略します。

記

- 1 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額を改善すること。
 - 2 若者も女性の高齢者も安心して老後を暮らせるように改善を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 小澤 仁

(意見書提出先)

衆議院議長 森 英介 様
参議院議長 関口昌一 様
内閣総理大臣 高市早苗 様
厚生労働大臣 上野賢一郎 様

- 議長(小澤 仁君) これより提出者に対する質疑を行います。
初めに、発委案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。
次に、発委案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。
次に、発委案第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。
委員長、ご苦労さまでした。
これより討論、採決を行います。
初めに、発委案第1号の討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。
これより発委案第1号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(賛成者起立)

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、発委案第1号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

次に、発委案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより発委案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、発委案第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

次に、発委案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより発委案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、発委案第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

○議長（小澤 仁君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

午後3時36分 散 会